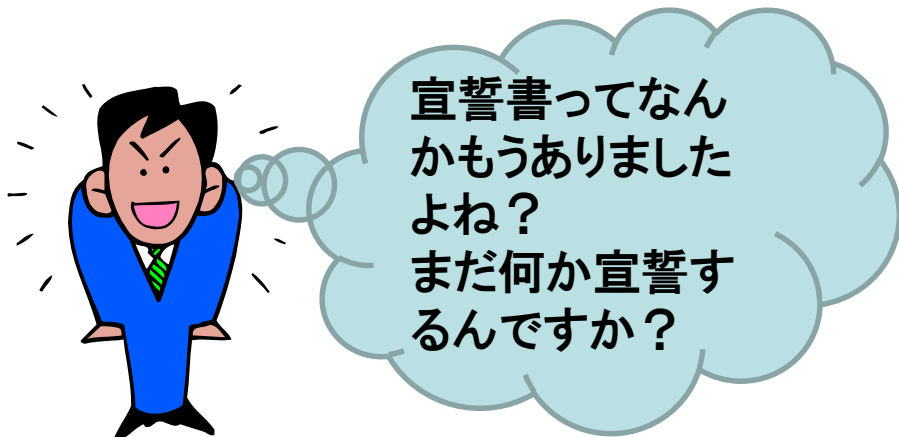


v. 上場適格性に係る宣誓書

上場適格性に係る宣誓書の作成にあたって留意すべき項目(1/8)



『新規上場申請に係る宣誓書』は上場申請会社が自ら宣誓する宣誓書で、『上場適格性に係る宣誓書』は、担当J-Adviserが、上場申請会社の上場の適格性を、適正な手続きに基づいて必要な調査・確認を実施したことを宣誓する宣誓書と考えてください。



上場適格性に係る宣誓書

上場適格性に係る宣誓書の作成にあたって留意すべき項目

『上場適格性に係る宣誓書』は、J-Adviserが上場申請会社の上場適格性を適正な手続きで調査・確認した結果、上場適格性に問題がないことを宣誓する書面です。この宣誓書には宣誓内容(調査・確認手続)のさらに詳細な宣誓内容として『上場適格性に係る宣誓書の作成にあたって留意すべき項目』の提出も必要で、さらに詳細な宣誓内容(調査・確認手続き)が、上場要件として、東京証券取引所が発行している『上場ガイドブック TOKYO PRO Market編』に記載されています。

ここからは、まずは『上場適格性の宣誓書』と『上場適格性に係る宣誓書の作成にあたって留意すべき事項』のフォーマットをご紹介します、次に『上場適格性の宣誓書』『上場適格性に書に係る宣誓書の作成にあたって留意すべき事項』、『上場ガイドブック TOKYO PRO Market編』に記載されている詳細事項を一覧でご紹介します。

なお、これも、宣誓することが重要というよりも、その宣誓事項を整備・運用されていることが重要です。後ほどさらに詳細にご説明します。

v. 上場適格性に係る宣誓書

上場適格性に係る宣誓書の作成にあたって留意すべき項目(2/8)

(別記第12号様式)

上場適格性に係る宣誓書

年 月 日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所在地	
商号又は名称	印
代表者の役職氏名	印

J-Adviserの商号又は名称

J-Adviserが担当する上場会社又は新規上場申請者（以下「申請会社」という。）の商号又は名称

本宣誓書が適用される有価証券の詳細（ex. 発行株式数、株式の種類、1単元の株式数）

上場予定日（該当する場合）

当社は、申請会社に対して、必要にして十分な注意を払い調査・確認を行い、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に規定されている全ての関連事項を検討いたしました。その中で当社は、申請会社が、この申請に関し、特例第2編第2章又は第3章に規定されている上場に必要な要件及び義務を満たしていることを、当社の合理的な判断において、確認しています。当社は、申請会社が特例第113条に規定する上場適格性要件を有することをここに宣誓いたします。

(1) 新規上場申請者が、当取引所の市場の評価を害さず、当取引所に上場するに相応しい会社であること	適合・不適合
(2) 新規上場申請者が、事業を公正かつ忠実に遂行していること	適合・不適合
(3) 新規上場申請者のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が、企業の規模や成熟度等に応じて整備され、適切に機能していること	適合・不適合
(4) 新規上場申請者が、企業内容、リスク情報等の開示を適切に行い、この特例に基づく開示義務を履行できる態勢を整備していること	適合・不適合

(5) 反社会的勢力との関係を有しないことその他公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項	適合・不適合
担当J-QS 役職氏名*	
<input style="width: 100%;" type="text"/>	
※ 担当J-QSについては、申請会社ごとに1名以上選任していただきます。	
以上	

V. 上場適格性に係る宣誓書

上場適格性に係る宣誓書の作成にあたって留意すべき項目(3/8)

(別記第13号様式)

上場適格性に係る宣誓書の作成にあたって留意すべき項目

年 月 日

調査及び確認の結果、上場適格性要件を満たしていると判断した項目について、右欄にチェックを入れてください。

(1) 新規上場申請者が、当取引所の市場の評価を害さず、当取引所に上場するに相応しい会社であること

<ul style="list-style-type: none"> 新規上場申請者の企業グループに対する必要かつ適切なデュー・ディリジェンス（以下「DD」という。）を実施すること。当該DDにおいては、新規上場申請者の企業グループの事業内容に関する事項（ビジネスモデル、事業環境、リスク要因等を含む。）、財務に関する事項及び法務に関する事項（設立準拠国及び営業活動国の法制度等事業運営に重大な影響を与える事項等を含む）等について、必要かつ適切な調査及び確認を実施すること。 	□
<ul style="list-style-type: none"> DDの実施を第三者に委託する場合には、当該DDが適切な外部専門家によって実施されたこと。 	□

(2) 新規上場申請者が、事業を公正かつ忠実に遂行していること

<ul style="list-style-type: none"> 新規上場申請者の企業グループが、その関連当事者及びその他の特定の者との間で、取引行為その他の経営活動を通じて不当に利益を供与又は享受していないと認められること。 	□
<ul style="list-style-type: none"> 新規上場申請者の役員が、当該新規上場申請者の役員としての公正、忠実かつ十分な職務の執行を損なう状況でないとして認められること。 	□

(3) 新規上場申請者のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が、企業の規模や成熟度等に応じて整備され、適切に機能していること

<ul style="list-style-type: none"> 新規上場申請者の企業グループの役員の適正な職務の執行を確保するための体制が相応に整備され、適切に運用されている状況であると認められること。 	□
<ul style="list-style-type: none"> 新規上場申請者の企業グループが経営活動を有効に行うため、その内部管理体制が相応に整備され、適切に運用されている状況であると認められること。 	□
<ul style="list-style-type: none"> 新規上場申請者の企業グループの経営活動の安定かつ継続的な遂行及び内部管理体制の維持のために必要な人員が確保されている状況であると認められること。 	□
<ul style="list-style-type: none"> 新規上場申請者の企業グループがその実態に即した会計処理基準を採用し、かつ、必要な会計組織が、適切に整備、運用されている状況であると認められること。 	□
<ul style="list-style-type: none"> 新規上場申請者の企業グループにおいて、その経営活動及びその他の事項に関する法令等を遵守するための有効な体制が、適切に整備、運用されていること。 	□

(4) 新規上場申請者が、企業内容、リスク情報等の開示を適切に行い、特定上場有価証券に関する有価証券上場規定の特例に基づく開示義務を履行できる態勢を整備していること

<ul style="list-style-type: none"> 新規上場申請者の企業グループが、経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を適正 	□
---	---

<ul style="list-style-type: none"> に管理し、投資者に対して適時、適切に開示することができる状況にあると認められること。また、内部者取引の未然防止に向けた体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。 	□
<ul style="list-style-type: none"> 新規上場申請者の提出する特定証券情報等について、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従い適切に作成されており、かつ、新規上場申請者の企業グループの業種・業態の状況を踏まえて、新規上場申請者のリスク要因として考慮されるべき事項が記載されていると認められること。 	□
(5) 反社会的勢力との関係を有しないことその他公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項	
<ul style="list-style-type: none"> 新規上場申請者の企業グループが反社会的勢力による経営活動への関与を防止するための社内体制を整備し、当該関与の防止に努めていること及びその実態が公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。 	□
<ul style="list-style-type: none"> 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に定められている、J-Adviserと新規上場申請者との契約の締結に際し、新規上場申請者が特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例その関連する法令及び当該契約内容について正確に理解していることを確認し、また、新規上場申請者がJ-Adviserと適切な情報交換が行える体制を整備していることを確認したこと。 	□
<ul style="list-style-type: none"> その他公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。 	□

※この書面において用いられる用語は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例において用いられる用語と同じ意義を有します。

※特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第322条に基づきこの書面を提出する場合には「新規上場申請者」を「上場会社」に読み替えるものとします。

以上

次に東京証券取引所発行の『上場ガイドブック TOKYO PRO Market 編』で解説されている詳細な調査・確認項目をご紹介します。

